

賃金確定 交渉妥結

差額支給 大卒43歳で8万3千円

越教組ニュース

一月十五日、埼教組を含む地公労は、第三回となる賃金確定団体交渉を行いました。今年度の確定交渉は年をまたいでの交渉となりましたが、これは臨時国会を開催せず、給与法を改正しない国に、県が追隨したためです。職場からは「賃金改善の勧告はでているが、差額支給がない」と不安の声もあがっていました。今回の交渉で賃金に関する交渉は妥結し、教職員に關する当局提案、現場からの要求項目については、一月二〇日の埼教連(埼教組・埼高教)との交渉にもち越ししました。埼教連交渉も合わせて報告します。

賃金確定交渉

交渉参加者からは、賃金改善額、差額支給の見込み、妊娠者の母体保護の改善、臨採者の「空白の一日」問題などの発言がありました。現場からの切実な要求に対し当局からは次のような回答がありました。

賃金改善

「人事委員会勧告通り、給与法の改定をするとともに、地域手当を今年度8%から8.3%さらに28年度は9%に引き上げる。」
 「期末勤勉手当の支給割合を年間4.2月となるよう10.1月引き上げる。」
 「差額支給時期は県の二月議会可決後、支給額は43歳大卒ストレートで8万3千円を試算している。」

栄養教諭配置

「来年度については、市町村立学校、県立特別支援学校ともに拡大を検討していく。」

母体保護

「小学校の担任や小中学校の養護教諭が妊娠した場合、

負担軽減

「教職員の負担軽減を図るため、在校時間の長時間化の実態を把握する必要があると考えている。詳細については単組交渉で対応。」

臨時採用者社会保険

「臨時採用者の無社会保険については、一日空けて異なる適応事業所に再度任用される場合、その一日についても被保険者資格を有するよう取り扱ったための検討を進めている。詳細については単組交渉で対応。」

人間ドッグ

「特定年齢人間ドッグの拡充に、四十代半ばの教職員が受診できるような方策を検討していく。」

1月15日に妥結した主な内容

- 月例給 初任給を中心に若年層に重点をおきつつ、中高年齢層も含めて引き上げ改定。
- 地域手当 0.3%引き上げ8.3%に。(来年度は9%に引き上げ)
- 一時金 0.1月引き上げ、年間4.2月に。
→43歳大卒ストレートで8万3千円
- 介護制度 介護休暇(通算6月無給)取得の分割回数2回から3回へ。
- 人間ドッグ 自己負担なしの特定年齢人間ドッグ対象に40代半ばも。
- その他 埼教連の交渉へ

越谷市教職員組合
情宣部
16.02.16(火)
tel 988-3281
FAX 988-3283

埼教連交渉1/20

1月20日の交渉での改善点

- 養護教諭** 配置拡大を検討していく。
- 負担軽減**
 - ①6月に全県一斉(さいたま市を除く)勤務実態調査を行う。
 - ②市町村教委に対し、在校時間の長時間化を適正に把握し、実効性のある負担軽減策が行われるよう一層働きかける。
 - ③20年研を5日から2日に軽減し、勤務地を離れる研修を1日にする。
 - ④初任者研の機関研修を7回削減し16回とする。
- 母性保護**
 - ①小中学校妊娠養護教諭に対し、4月~6月の有資格者配置を検討する。
 - ②小学校体育代替について、すべての妊娠者に対して非常勤講師を配置するよう検討する。
- 臨時的任用**
 - ①1日(3月31日)空けて異なる事業所(教育事務所)に再度任用される場合でも、社会保険を継続する。(今年度末から適応)
 - ②年休(20日限度)の繰り越しを可能とする。(来年度から)
- 改善** 3年次を実施する。(7回)

教職員の多忙化解消へ踏み出す回答

埼教連(埼教組・埼高教)は、一月十五日の地公労交渉に引き続き「詳細については単組交渉で」とされた事項についてさっそく二十日に交渉を行い、たくさんの方の改善点を引き出しました。

参加者からの現場の勤務実態が出された。
 「朝六時から夜の十時まで働いている。過労死ライン八十時間超えは半分以上百時間越えもめずらしくない。」
 「妊娠者の体育代替が一八学級以下で線引きされるのは納得ができない。」
 「養護教諭は立ち仕事などが多く、力仕事も多い。母体保護の措置をするべきだ。」
 「職場の二割が臨時的採用者で、今の状況では臨時的採用者がいないと現場は回らない。当局はこれ

に報いるべきだ。」
 以上のような発言に対し、左欄の回答があった。
 教職員の多忙化解消へむけて第一歩を踏み出したように感じるが「三年次研修」を新設するなど、負担軽減に逆行するものであり、引き続き改善を求めていく必要があります。